

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月6日

中止

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 2: 教育委員会  |
| 2. 都道府県名                 | 北海道   |
| 3. 市区町村名                 |   |
| 4. 届出番号                  | 3   |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 113-1-1(2)  |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/index.htm">http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/index.htm</a> |

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1) 法定事務   | (2) 独自利用事務  |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称                         | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例(昭和49年北海道条例第13号)による学資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの   |
| ②番号法別表第1の項                     | 91   |   |
| ③番号法別表第2の項                     | 113  |   |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第7の項<br>北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例(昭和49年北海道条例第13号)による学資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条   | 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例第1条   |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | 高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 | この条例は、働きながら北海道内の公立高等学校の定時制の課程又は通信制の課程(以下「定時制の課程又は通信制の課程」という。)に在学する生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、学資金を貸し付け、もって教育の機会均等を図ることを目的とする。                   |
| ⑦独自利用事務の関連規範                   |  | 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例<br>公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則<br>北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付者選考基準  |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1           | (1)法定事務  | (2)独自利用事務  |
|---------------|--|--|
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号   | 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例第4条<br>公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則第2条                                    |
| ②事務の内容        | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の<br>受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例第4条及<br>び公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則第2条の規定<br>による貸付の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1       |  |  |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ロ  | 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例第2条<br>北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付者選考基準1                                |
| ②情報提供者        | 市町村長   | 市町村長   |
| ③提供を求める特定個人情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報   | 道府県民税又は市町村民税に関する情報   |
| 特定個人情報2       |  |  |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ハ  | 北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例第2条<br>北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付者選考基準1                                |
| ②情報提供者        | 市町村長   | 市町村長   |
| ③提供を求める特定個人情報 | 住民票に記載された住民票関係情報   | 住民票に記載された住民票関係情報   |